

茨城県告示第750号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
区域区分
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 龍ヶ崎市
ア 市街化区域から削除する部分
龍ヶ崎市 若柴町 字川崎 の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

**茨城県告示第751号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水戸・勝田都市計画臨港地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類  
臨港地区（茨城港常陸那珂港区臨港地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) ひたちなか市  
ア 臨港地区に追加する部分  
ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

茨城県告示第752号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、鹿島臨海都市計画臨港地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 9 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 都市計画の種類
臨港地区（鹿島港臨港地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域

竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分の変更（茨城県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり変更する」

2. 人口フレーム

年次 区分		2020 年（令和 2 年） （基準年）	2030 年（令和 12 年） （基準年の 10 年後）
都市計画区域内人口		176.4 千人	169.9 千人
	市街化区域内人口	141.1 千人	140.4 千人
	保留する人口	—	※42.2 千人

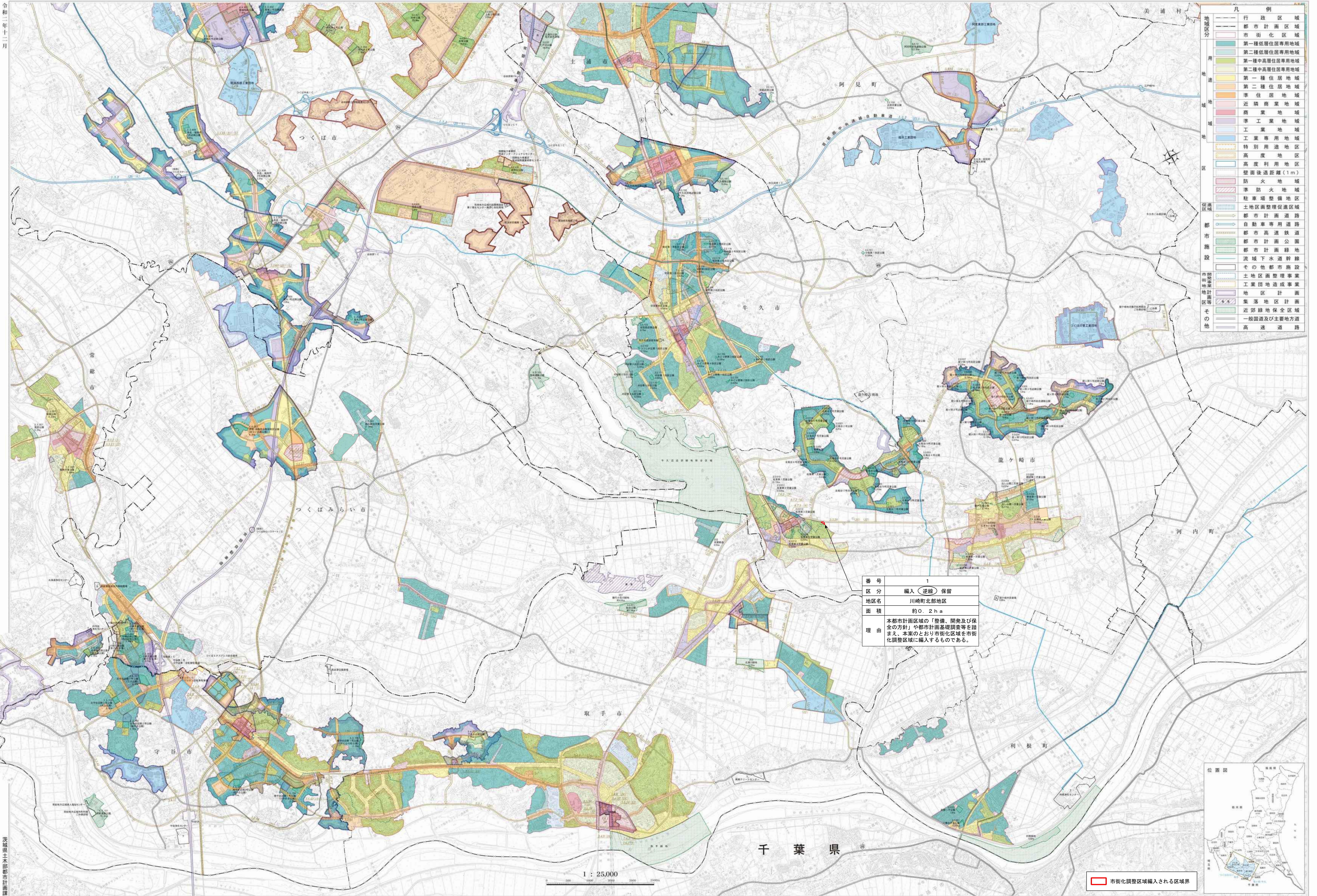
※ 県南圏域の人口フレームによる。

理 由

本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、
本案のとおり市街化区域を市街化調整区域に編入するものである。

竜ヶ崎・牛久, 取手, つくばみらい都市計画総括図

令和二年十二月



- 凡 例
- 行政区域
 - 都市計画区域
 - 市街化区域
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 工業専用地域
 - 特別用途地区
 - 高度地区
 - 高度利用地区
 - 壁面後退距離(1m)
 - 防火地域
 - 準防火地域
 - 駐車場整備地区
 - 土地区画整理促進区域
 - 都市計画道路
 - 自動車専用道路
 - 都市高速鉄道
 - 都市計画公園
 - 都市計画緑地
 - 流域下水道幹線
 - その他都市施設
 - 市開発事業
 - 土地区画整理事業
 - 工業団地造成事業
 - 地区計画
 - 集落地区計画
 - 近郊緑地保全区域
 - 一般国道及び主要地方道
 - 高速道路

番 号	1
区 分	編入（逆線）保留
地区名	川崎町北部地区
面 積	約0.2ha
理 由	本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり市街化区域を市街化調整区域に編入するものである。



市街化調整区域編入される区域界

茨城県土木部都市計画課

